

ルクセンブルクの COVID-19 対策タイムライン

高木裕貴（京都大学大学院文学研究科研究員）

2020 年

3 月 1 日、初の感染者が確認される。

3 月 9 日、ルクセンブルク保健省が、国内において 1,000 人を超えるイベントを中止もしくは延期するよう勧告。

3 月 11 日、ルクセンブルク保健省は、10 日までに国内で新型コロナウイルス感染者 5 名が確認されたことを発表。

3 月 16 日、ロックダウン開始。ドイツ政府が隣接するルクセンブルクとの国境を封鎖。ただし、物流と越境して通勤する市民は除外された。

3 月 17 日、ルクセンブルク政府は非常事態宣言を発令した。これにより政府の早急な意思決定が可能となり、外出制限、建設工事の中止、呼吸器系疾患専用の医療機関開設、経済対策が実行された。

3 月 18 日、ルクセンブルク政府は、EU 圏以外の国籍を有する者のルクセンブルクへの入国を 1 ヶ月間制限すると発表した（この措置は 18 日午後 6 時から実施）。対して、ルクセンブルクからの出国に制限はない。

4 月 15 日、全国民にマスクを提供すると発表。数日中に発送手続が開始される（一世帯 5 枚）。

4 月 20 日、一部店舗営業・建設工事の再開。店舗、銀行、市場、公共交通機関等でマスク着用が義務づけられる（ただし、スカーフなどで代用可能）。

4 月 28 日、ルクセンブルク政府は、新型コロナウイルス感染検査を 5 月末までに全国民に行うと発表した（一日 2 万回の予定）。

5 月 4 日、大学等の閉鎖解除。

5 月 11 日、中高等学校の授業が再開される。ただし、学生は 2 つのグループに分けられ、毎週交互に登校する。

5 月 13 日、ドイツ連邦内務省は 5 月 15 日、シェンゲン域内国境における国境管理が終了すると発表。

5 月 19 日、ルクセンブルク市がマスクの追加配布を発表。ウォークインとドライブインの窓口が設置された。

5 月 18 日、全国民に対して COVID-19 の検査を開始した。

5 月 25 日、小学校及び保育園において授業が再開。

6 月 24 日、ルクセンブルク政府は、非常事態宣言の解除を発表。その上で、新たに制定された法律等により国民生活における各種規制等について発表。

7 月 17 日、「新型コロナ法」制定。同日、政府は、ルクセンブルク国外への旅行者に対する

無料検査の実施について発表。

7月24日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ルクセンブルク政府は、集会制限等の規制強化について発表（25日より実施）。

9月14日、ルクセンブルク政府は、第三国からの入国制限措置について緩和を発表。

9月23日、ルクセンブルク政府が新型コロナ法を改正施行。例えば、新型コロナウイルス感染者の隔離期間が従来の14日間から10日間に変更され、マスク着用義務の例外（障害や持病のある方）が規定された。

10月29日、ルクセンブルク国民議会は、新型コロナウイルスの再拡大を受けた新たな制限措置に関する新型コロナ法の改正法を可決（30日から施行）。外出制限令（23時から午前6時までの外出を制限する命令）は2020年11月30日まで、その他の措置は、2020年12月31日まで適用。その他の措置として、例えば自宅での私的な集まりにおいては、（自宅外から）4人まで招くことができるが、100人を超える集会は禁止される。また、個人に対する罰金の最低額が25ユーロから100ユーロに引き上げられ、最大500ユーロに達することがある。

11月26日、新型コロナ法が改正され、部分的ロックダウン開始。バーやレストランが閉鎖（12月15日まで）され、自宅へのゲストの招待は2名までかつ同一世帯の者でなければならないなどの制限が導入された。外出制限令は従来、11月30日までとされていたが、12月15日まで延長。

12月9日、ルクセンブルク政府は現行の制限措置延長と追加措置について発表。現行制限措置は2021年1月15日まで延長され、ショッピングセンターにおける食事が禁止された。

12月15日、12月9日の措置を法定する形で新型コロナ法の改正法が可決される。

12月24日、ルクセンブルク政府は、新たな制限措置の導入に関する新型コロナ法の改正法案を国民議会にて可決した。夜間外出禁止令が、従来の午後11時ではなく、午後9時からとなり、大晦日も外出禁止令は発令される。また、公共の場における飲酒が禁止された。

2021年

1月8日、ルクセンブルク政府は、1月5日の制限規制緩和発表に続き、同内容の新型コロナ法改正案を国民議会にて可決した（1月11日から発効）。午後11時から午前6時までの夜間外出制限措置、必要不可欠とはいえ商店や美容院等の再開、公共空間における飲酒の禁止、レストラン及びバーの閉鎖、などの措置が1月31日まで実施される。

2月12日、ルクセンブルク政府は、新型コロナウイルス対策の各種措置延長について発表。実施中の制限措置を3月14日まで延長する旨が決定された。

2月、75歳以上の高齢者へのワクチン接種開始。

3月18日、政府は、EU圏以外の国籍を有する者のルクセンブルクへの入国を1ヶ月間制限すると発表した（午後6時から実施）。ルクセンブルクからの出国に際して制限はない。

3月、65歳から74歳の高齢者へのワクチン接種開始。

4月、55歳から64歳の高齢者へのワクチン接種開始。

5月5日、ルクセンブルク政府は、新たな規制緩和の発表等について会見を行った。個人宅への訪問では、異なる世帯から最大4人を招待可能。家族を招待する場合は4人以上の訪問が可能。このルールは、HORESCA（ホテル、レストラン、カフェ）部門においても適用され、適切な距離を置いた上で、屋外のテラスにおいては4人が同じテーブルに座ることが可能。HORESCA部門においては閉店時間は22時まで延長される。（現在は午前6時から午後6時まで）。

6月、12歳以上の全国民に対するワクチン接種開始。

6月、欧州委員会による「Covid Check 証明書」導入の提案を受け、「Covid Check」制度が導入された。これにより、3種類の証明書（ワクチン接種、検査、回復）は、全EU諸国で相互的に受け入れられるとともに、国内でもイベントや施設等へのアクセスを容易にした。

7月4日、ベッテル首相が新型コロナウイルスに感染し、入院した。

7月15日、ルクセンブルク政府は、新型コロナウイルスに関する現行の各種制限措置を複数の変更とともに9月14日まで延長する新型コロナ法改正案が可決されたと発表。

10月8日、ルクセンブルク政府は会見を行い、「Covid Check」制度をより厳しくすると発表した。新しい「Covid Check」制度は11月1日から施行される。新制度では、その場で実施される簡易抗原検査は認められなくなる。

10月18日以降、接客業や屋内のレジャー活動において「Covid Check」が義務化される。また、職場においても「Covid Check」を任意に導入することができる。

10月、感染者数が徐々に増加したため、政府は、HORESCAでの「Covid Check」制度の義務化、職場における「Covid Check」の導入や「2G」（ワクチン接種証明と回復証明のみ認められる制度）の導入を実施した。このような決定を受け、新型コロナ対策規制やワクチンに反対する市民によるデモが行われた。

10月、75歳以上を対象とする3回目のワクチン接種（ブースター接種）開始。

11月下旬、18歳以上の全ての人にブースター接種の案内が送られることが決定した。

12月、5歳から11歳までの子どもに対するワクチン接種開始。

12月13日、国内初のオミクロン株の症例が発表される。以降、オミクロン株の感染が急速に拡大する。

12月21日、ルクセンブルク外務省は、（日本を含む）第三国が発行するワクチン接種証明書を承認すると発表。これにより、ワクチン接種証明書保持者は不要不急の渡航も含め、入国が認められることとなる。

12月24日、オミクロン株出現に伴う先の読めない情勢に対応するため、すでに施行されていた現行の新型コロナ法を修正する法案が可決され、規制の強化が行われた。しかし、入院者や死亡者数は比較的安定していたため、政府は、いわゆるロックダウン措置は避け、自由と感染対策のバランスを保とうとした。

2022年

1月11日、ルクセンブルク政府はワクチン接種証明書の有効期間や新型コロナウイルス陽性と診断された際の新たな対応を発表した。規定回数の接種を完了したワクチン接種証明書の有効期間は、最終接種日から9か月。追加接種（ブースター接種）証明書の有効期間は無期限。陽性と診断された方でワクチン未接種者は10日間の自己隔離を実施。規定回数のワクチン接種証明書または追加接種証明書の提示が可能な方、および過去6か月（180日）以内に新型コロナウイルスに感染し回復した方は、2回の抗原検査（隔離5日目・6日目）で陰性と判断されることを条件に、自己隔離の早期終了が認められる。

10月1日、新型コロナウイルス関連の入国規制は解除されており、ルクセンブルク入国時の陰性証明書、ワクチン接種証明書の提示は不要となった。

2023年

4月1日、新型コロナウイルス陽性時の隔離義務の廃止等を定める新型コロナウイルス改正法が施行（12月31日まで有効）。病院や高齢者施設等におけるマスク着用義務の廃止、陽性時の隔離義務の廃止、定期的な追跡調査の廃止及び報告の終了。

コメント

ルクセンブルクはヨーロッパの中心に位置する、人口60万人強の裕福な小国である。ルクセンブルクは南はフランス、西と北はベルギー、東はドイツに隣接しており、毎日20万人の越境労働者を迎えていると言われている。これらの越境労働者は国内雇用の46%を占める。したがって、コロナ・パンデミック下では、これらの国家との国境を閉鎖するか否かは重要な政治的問題であった。

また、小国であることが功を奏したのか、かなり早い段階から全国民へのマスク配布に加えて、全国民を対象とする感染検査を実現した。ちなみに、ルクセンブルク国立図書館はCOVID-19に関するウェブ・アーカイブ (<https://www.webarchive.lu/covid-19/>) を作成しており、参考になる。

※本資料の作成にあたっては、以下の資料を参照した。

- ・「ルクセンブルク情勢 ～2021年を振り返って～」2022年1月、在ルクセンブルク日本国大使館
- ・「ルクセンブルク情勢 ～2020年を振り返って～」2021年2月、在ルクセンブルク日本国大使館